

競争的研究費等の運営・管理に関わる者の責任と権限の体系

桃山学院大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正)に基づき、競争的研究費等の運営・管理を適正に行うために、「桃山学院大学における競争的研究費補助金等の取り扱いに関する規程」(以下、「規程」という。)において定めた運営・管理に関わる者の責任と権限の体系について、以下のとおり公表します。

○ 最高管理責任者(規程第5条)

・職名:学長

・責任と権限:本学全体を統括し、競争的研究費等の運営および管理について最終責任を負い、以下のことを行います。

- ア 不正防止対策の基本方針(以下、「基本方針」という)を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じます。また、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者等が責任を持って競争的研究費等の運営および管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮する。
- イ 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する大学評議会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について議論を深める。
- ウ 自ら不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

○ 統括管理責任者(規程第6条)

・職名:学院事務局長

・責任と権限:最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営および管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持ちます。また、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、本学における具体的な対策(以下、「不正防止対策」という)を策定・実施し、その状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告します。

○ コンプライアンス推進責任者(規程第7条)

・職名:大学統括部長

・責任と権限:本学における競争的研究費等の運営および管理について実質的な責任と権限を持ちます。また、統括管理責任者の指示の下、以下のことを行います。

- ア 不正防止対策を実施し、その状況を確認するとともに統括管理責任者に報告する。
- イ 不正を未然に防止するとともに競争的研究費等に対する意識向上を図るために、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育を毎事業年度に複数回実施するとともに、受講状況および理解度について把握する。
- ウ 構成員に対して、不正を起こさせない組織風土の形成のため、定期的に啓発活動を実施する。
- エ 研究者等およびその事務を行う者が適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

○ コンプライアンス推進副責任者(規程第8条)

- ・ 職名:学術支援課長
- ・ 責任と権限:コンプライアンス推進責任者からの指名により、本学における競争的研究費等の運営および管理を行います。

○ 監事の役割

- ・ 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。
- ・ 監事は、特に、統括管理責任者またはコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

以上